

◇行橋市営住宅（行事北団地 子育て支援用（3DK））の申込要領

※入居は期限（現に扶養する子どもが中学校卒業まで）付きとなります。
有効期限到来後は退去することとなります。

1. 入居申込資格

市営住宅に応募される方は、次の（1）～（11）の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。

- （1）市内に住所または、勤務場所を有する方。
- （2）申込者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと。
- （3）市税を滞納していない方。
- （4）入居名義人は、成年者であり、同居人又は同居しようとする親族（3親等内）がある方。

※同居人又は同居しようとする親族に、現に扶養する未就学児がいることが必要です。

- （5）所得基準に合う方。
同居しようとする家族の所得を含め、諸控除後の月額が次の金額であることが必要です。
（1世帯で2人以上の所得がある場合はそれぞれの所得金額を合算してください。）

月額	214,000円以下	裁量階層世帯
----	------------	--------

- （6）現在住宅に困っている方。
 - ・入居しようとする方の中に、家屋の所有者がいる場合は、申込みできません。
 - ・公営住宅（県営・市営・町営・村営等）の使用名義人は、申込みできません。
- （7）過去に市営住宅に入居していた方で、不正な使用をしたことがないこと、また申込時点で市営住宅使用料の滞納がないこと。
- （8）共同生活を円滑に営むことができる方。
- （9）家賃の3ヶ月分の敷金が払える方。
- （10）外国人の方は中長期以上の在留資格のある方で住民票の交付を受けられる方。
- （11）入居に際しては、連帯保証人の連署（印鑑登録済証及び所得証明書の添付）が必要になります。

連帯保証人について

連帯保証人になっていただく方は、行橋市内にお住まいの方で、独立の生計を営み、申込者と同程度以上の収入がある方で、できれば親族の方をお願いします。



ウラ面に注意事項有り！

2. 申込にあたっての注意事項

(1)～(6)の場合は申込みを無効とします。受け付けた後、入居可能になっても失格となります。

- (1) 入居申込みに不正の記載があったとき。
- (2) 申込み資格がないとき。
- (3) 家族を不自然に分割又は合併した申込み。
- (4) 重複申込みをしたとき。(1世帯〔既婚者との申込みの場合も1世帯とする。〕で2通以上申込みをしたとき)
- (5) 提出をお願いした書類(不備書類)を指定期日までに提出されないとき。
- (6) 抽選会その他出席をお願いした場合において、無断で欠席されたとき。
- (7) 申込み後、同居親族の変更(出生、死亡の場合は除く)は認めません。
- (8) 市町村の発行する所得証明書を提出できない方については、収入の判断基準ができませんので失格となります。
- (9) 婚約者との申込みの場合は、入居手続き時に「婚姻届の受理証明書」などの既に婚姻していることを証明する書類の提出が必要です。
- (10) 申込者の住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。宛先不明等で返戻されても、郵送したものとみなします。
- (11) 申込書に記載した方全員が、入居指定日から14日以内に入居することが必要です。
- (12) 周辺環境を乱したり、他に迷惑をかけたりしてはいけません。

■問合せ先■
行橋市中央一丁目1番1号
行橋市役所 建築政策課 市営住宅係
TEL:0930-25-1111 内線(1321)